

令和6年能登半島地震 新潟市復旧・復興推進本部設置要綱

(設置)

第1条 令和6年能登半島地震の発災直後から、市民に一日も早く日常生活を取り戻してもらうため、被災者のニーズを随時捉えながら緊急かつ迅速に対応してきた。今後は復旧復興に向けた施策を総合的かつ計画的に進めるため、令和6年能登半島地震 新潟市復旧・復興推進本部（以下、「本部」）を設置する。

(所掌事務)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 復旧復興に係る情報や課題の共有、施策の立案、検討に関すること。
- (2) 復旧復興に係る関係部課相互の調整に関すること。
- (3) その他本部長が必要と認めること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員で構成する。

2 本部長は市長を、副本部長は副市長及び教育長並びに水道事業管理者を充てる。代位順位は、あらかじめ本部長が定める。

3 本部員は、新潟市庁議要綱（平成19年4月1日制定）第2条第1項第2号及び第3号に掲げる者その他本部長が必要と認める者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第4条 本部長は、本部を総括する。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長が欠けたとき、又は本部長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長が必要と認めるときは、本部の会議に本部構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 本部の事務局は、政策企画部政策調整課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。